

○尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例

平成30年7月9日

条例第42号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市立生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民が、生涯にわたって、教養の向上等を図ることができるとともに、相互に協力して学びを活かした活動をすることができるよう、教育基本法（平成18年法律第120号）第12条第1項の規定により奨励されるべき社会において行われる教育その他の生涯学習の拠点及び自治のまちづくりを支える拠点となる施設としてプラザを設置する。

(名称及び位置)

第3条 プラザの名称及び位置は、次表のとおりとする。

名称	位置
尼崎市立中央北生涯学習プラザ	尼崎市東難波町2丁目14番1号
尼崎市立中央南生涯学習プラザ	尼崎市西御園町93番地の2
尼崎市立小田北生涯学習プラザ	尼崎市潮江1丁目11番1—101号
尼崎市立小田南生涯学習プラザ	尼崎市長洲中通1丁目6番10号
尼崎市立大庄北生涯学習プラザ	尼崎市大島3丁目9番25号
尼崎市立大庄南生涯学習プラザ	尼崎市大庄西町3丁目6番14号
尼崎市立立花北生涯学習プラザ	尼崎市塚口町3丁目39番地の7
尼崎市立立花南生涯学習プラザ	尼崎市栗山町2丁目25番28号
尼崎市立武庫東生涯学習プラザ	尼崎市武庫之荘8丁目1番1号
尼崎市立武庫西生涯学習プラザ	尼崎市武庫の里1丁目13番29号
尼崎市立園田東生涯学習プラザ	尼崎市食満5丁目8番46号
尼崎市立園田西生涯学習プラザ	尼崎市食満2丁目1番1号

(令元条例1・令2条例28・令3条例20・一部改正)

(事業)

第4条 プラザは、第2条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、実際生活に即する教育、学術又は文化に関する事業として次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種講座の開設及び講演会、展示会等の開催に関すること。
- (2) 学びに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 学びを活かした活動の促進及び当該活動を行う団体の育成に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事業

2 前項に規定するもののほか、プラザは、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 集会又はレクリエーションの場の提供に関すること。

(2) 市民相互の交流の促進に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事業

3 第1項各号に掲げる事業については、教育基本法に基づき実施されるものとする。

(利用時間等)

第5条 プラザの利用時間及び休館日は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用時間若しくは休館日を変更し、又は臨時にプラザの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の許可等)

第6条 プラザを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

(1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2) プラザの施設又は設備その他の物件(以下「付属設備」という。)を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

(3) 第4条第1項各号又は第2項各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。

(4) その他プラザの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 市長は、利用者が設置目的に適合した活動を行うためにプラザを利用するときその他規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第8条 プラザにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用許可を受けた利用人数を超えて利用すること。

(2) プラザの施設若しくは付属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(3) その他規則で定める行為

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件

を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長がプラザの管理上支障があると認めるとき。

2 本市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由によりプラザの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(プラザの管理)

第11条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、プラザの管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) プラザの管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第14条 市長は、前条の規定により選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条第1項各号及び第2項各号に掲げる事業の実施に関すること。

- (2) 利用許可、その取消しその他プラザの利用に関すること。
- (3) プラザの利用に係る使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) プラザの施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、プラザの管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、プラザの管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第12条から第14条まで及び付則第3項から第5項までの規定 公布の日

(2) 付則第6項の規定 規則で定める日

(平成30年9月28日規則第52号で、平成30年10月1日から施行)

(尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例及び尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 尼崎市立地区会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年尼崎市条例第30号。以下「地区会館条例」という。）

(2) 尼崎市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成25年尼崎市条例第24号）

(指定管理者の選定の特例等)

3 第12条及び第13条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、尼崎市立中央南生涯学習プラザの管理について、この条例の公布の際現に地区会館条例第10条の規定により指定管理者として尼崎市立中央地区会館の管理を行っている者を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。

4 市長は、前項の規定により選定する場合は、指定管理者の指定を受けようとする者に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。

5 市長が付則第3項の規定により選定した者を指定管理者に指定した場合においては、第14条中「前条」とあるのは「付則第3項」として、同条の規定を適用する。

(準備行為)

6 利用許可の手續並びにプラザの利用に係る使用料の徴収及び還付の手續は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

付 則(令和元年6月27日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(令和2年4月30日規則第38号で、令和2年5月1日から施行)

(令2条例4・一部改正)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表尼崎市立小田南生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の尼崎市立小田南生涯学習プラザ(以下「小田南生涯学習プラザ」という。)の利用に係る使用料について適用し、同日前の小田南生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の小田南生涯学習プラザの利用に係る利用許可(尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

付 則(令和2年3月10日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年6月26日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表尼崎市立園田東生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の尼崎市立園田東生涯学習プラザ(以下「園田東生涯学習プラザ」という。)の利用に係る使用料について適用し、施行日前の園田東生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の園田東生涯学習プラザの利用に係る利用許可(尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

付 則(令和3年5月26日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表尼崎市立立花南生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の尼崎市立立花南生涯学習プラザ(以下「立花南生涯学習プラザ」という。)の利用に係る使用料について適用し、施行日前の立花南生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 施行日以後の立花南生涯学習プラザの利用に係る利用許可(尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。)に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

別表

(令元条例1・令2条例28・令3条例20・一部改正)

区分		使用料			
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
尼崎市立中央北生涯学習プラザ	大ホール	15,900円	21,200円	31,800円	
	小ホール	7,900円	9,100円	13,600円	
	学習室	900円	1,200円	1,800円	
	和室	900円	1,200円	1,800円	
	実習室	1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室	3,100円	4,200円	6,300円	
尼崎市立中央南生涯学習プラザ	ホール	9,000円	11,900円	18,000円	
	教室	800円	1,100円	1,600円	
	大会議室	全面使用	2,500円	3,400円	5,000円
		3分の1面使用	900円	1,200円	1,700円
	小会議室	1,200円	1,600円	2,400円	
	大広間	全面使用	4,100円	5,400円	8,200円
		2分の1面使用	2,100円	2,700円	4,100円
	茶室	1,000円	1,200円	1,900円	
料理教室	1,200円	1,600円	2,400円		

尼崎市立小田北生涯学習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円	
	学習室		660円	1,140円	1,500円	
	和室		660円	1,140円	1,500円	
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円	
尼崎市立小田南生涯学習プラザ	ホール		8,500円	11,300円	17,000円	
	大会議室1		3,100円	4,200円	6,200円	
	大会議室2	全面使用		3,100円	4,200円	6,200円
		2分の1面使用		1,500円	2,100円	3,100円
	小会議室		1,500円	2,100円	3,100円	
	学習室		900円	1,200円	1,800円	
	実習室		1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室		2,600円	3,400円	5,200円	
尼崎市立大庄北生涯学習プラザ	ホール		9,600円	12,800円	19,200円	
	学習室		900円	1,200円	1,800円	
	大会議室	全面使用		3,100円	4,200円	6,200円
		2分の1面使用		1,500円	2,100円	3,100円
	小会議室		1,500円	2,100円	3,100円	
	和室		900円	1,200円	1,800円	
	実習室		1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室		1,600円	2,100円	3,200円	
尼崎市立大庄南生涯学習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円	
	学習室		660円	1,140円	1,500円	
	小学習室		540円	960円	1,080円	
	和室		660円	1,140円	1,500円	
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円	
尼崎市立立花北生涯学習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円	
	学習室		660円	1,140円	1,500円	
	和室		660円	1,140円	1,500円	
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円	
尼崎市立立花南生涯学習プラザ	ホール		11,300円	15,000円	22,600円	
	大会議室	全面使用		3,100円	4,200円	6,200円
		3分の2面使用		2,100円	2,800円	4,200円
		3分の1面使用		1,000円	1,400円	2,000円

	小 会	全面使用	1,500円	2,100円	3,100円	
	議室	2分の1面使用	750円	1,000円	1,500円	
	学習室		900円	1,200円	1,800円	
	和室		900円	1,200円	1,800円	
	実習室		1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室		1,600円	2,100円	3,200円	
尼崎市立武庫東生 涯学習プラザ	ホール		3,180円	4,320円	5,460円	
	学習室		660円	1,140円	1,500円	
	小学習室		540円	960円	1,080円	
	和室		660円	1,140円	1,500円	
	実習室		1,200円	1,740円	2,580円	
尼崎市立武庫西生 涯学習プラザ	ホール		12,900円	17,100円	25,800円	
	教室1		1,000円	1,400円	2,000円	
	教室2		800円	1,200円	1,700円	
	大会議室		3,100円	4,200円	6,200円	
	小会議室		1,500円	2,100円	3,100円	
	大 広 間	大広間1及び 大広間2の使 用		2,000円	2,700円	4,100円
			大広間1の使 用	1,200円	1,600円	2,400円
			大広間2の使 用	800円	1,100円	1,700円
	和室		800円	1,100円	1,700円	
	料理教室		1,800円	2,500円	3,700円	
	音楽室		3,100円	4,200円	6,300円	
尼崎市立園田東生 涯学習プラザ	ホール		11,400円	15,200円	22,800円	
	学 習 室	全面使用	1,800円	2,400円	3,600円	
		2分の1面使用	900円	1,200円	1,800円	
	大 会 議室	全面使用	3,100円	4,200円	6,200円	
		2分の1面使用	1,500円	2,100円	3,100円	
	和室	全面使用	1,800円	2,400円	3,600円	
2分の1面使用		900円	1,200円	1,800円		

	実習室	1,800円	2,500円	3,700円
	音楽室	3,100円	4,200円	6,300円
尼崎市立園田西生	ホール	3,180円	4,320円	5,460円
涯学習プラザ	学習室	660円	1,140円	1,500円
	和室	660円	1,140円	1,500円
	実習室	1,200円	1,740円	2,580円

摘要

- 1 本市内に住所を有しない者（本市内に存する学校等に通学し、又は本市内に勤務場所を有する者を除く。）（法人等にあつては、本市内に事務所又は事業所を有しないもの）が利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 営利活動を目的として利用する場合の使用料の額は、利用許可を受けた利用時間及びこれに係るこの表の右欄に掲げる額で算定された額（摘要1に規定する場合にあつては、摘要1の規定により算定された額）に100分の200を乗じて得た額とする。